

津幡町有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、津幡町有料広告掲載要綱（平成24年津幡町告示第3号。以下「要綱」という。）第3条第3項の規定に基づく広告の基準を定めるものとする。

(広告を掲載しない業種及び事業者)

第2条 次に掲げる業種及び事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業及び事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじにかかるものを除く。
- (4) エステティックサロン、アロマセラピーなど、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のおっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (7) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 町税の滞納がある事業者
- (10) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (11) その他、本町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種又は事業者

(掲載しない広告の内容)

第3条 要綱第3条第2項各号（第7号及び第8号を除く。）に掲げる内容は、次のとおりとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を禁止することが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づき必要とされる許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、美化するもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他、社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 名誉毀損、プライバシーの侵害等のおそれのあるもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 宗教団体の布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張にあたるもの
 - ア 社会問題に関する主義主張を行うもの
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (6) 誇大又は虚偽であるもの
 - ア 誇大な表現や根拠のない表示、誤解を招くような表現を含むもの
 - イ 虚偽の表示を含むもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ア 色彩又はデザインが著しくけばけばしく、調和を損なうおそれのあるもの
 - イ 品位を損なう表現のもの
- (8) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
 - ア 学校教育法に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すおそれのあるもの
 - イ 喫煙を勧奨するもの
- (9) 内容及び責任の所在が不明瞭なもの及び客観的に見て責任の所在が明らかでないもの
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

- ア 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 個人又は法人の名称、所在地、連絡先のための周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類するあいさつを目的とするもの
- ウ 職業安定法に規定する労働者の募集に係るもの
- エ 特定の業者に不利益を与えるもの又はそのおそれのあるもの。
- オ 氏名、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- カ 国、地方公共団体、その他の公共機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- キ 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- ク 加重・多重債務を助長するもの又はそのおそれのあるもの
- ケ 投機、射幸心を著しくあおるもの
- コ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、不安を与えるおそれのあるもの
- サ 業種ごとに定めのある広告に関する関連法規等に照らし問題があるもの、その他各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現となっているもの
- シ その他、本町の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある内容及び表現を含むもの

(ホームページに関する基準)

第4条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告のリンク先ホームページの内容についてもこの基準を適用する。

- 2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、複数のジャンルを紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(広告内容の修正等)

第5条 町長は、前2条に掲げる基準に基づき、広告ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告に修正をすべき箇所があるときは、広告掲載希望者に対して修正を求めることができる。

- 2 広告掲載希望者は、前項の規定により広告内容の修正を求められた場合、必要な修正を行い、再度町へ提出するものとする。

附 則

- 1 この基準は、公表の日から施行する。

2 津幡町ホームページ広告掲載取扱基準（平成19年津幡町訓令第6号）は、廃止する。